

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 新たな飼養衛生管理基準について
- 高(低)病原性鳥インフルエンザの発生シーズンに備えて
- がんばる愛媛の畜産
(株)多田ファーム(大洲市)が農場 HACCP 認証取得、参鍋養鶏場(四国中央市)～次世代に継ぐ養鶏場の挑戦!～
- 豚熱(CSF)の発生から2年

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況(令和2年4月～7月) ※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	ヨーネ病	岡山県	6	1	2	広島県	7	1	3
		徳島県	6	1	1	高知県	6	4	4
蜜蜂	腐蛆病	鳥取県	5	1	1				

○届出伝染病発生状況(令和2年4月～7月) ※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	牛ウイルス性下痢	岡山県	4～6	3	5	香川県	5	1	2
	牛伝染性鼻気管炎	島根県	6	1	4				
	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	4～7	7	11	島根県	5～7	3	6
		岡山県	4～7	7	19	広島県	4～7	8	14
		山口県	4～6	8	8	徳島県	4～7	5	13
		香川県	4～7	12	15	高知県	4, 5, 7	3	3
		愛媛県	4, 7	3	3				
破傷風	島根県	4, 7	3	3	岡山県	6	1	1	
豚	PRRS	愛媛県	4	1	2				
	豚丹毒	島根県	4～7	4	17	広島県	4～7	4	9
		徳島県	4, 7	2	2	香川県	4～7	8	21
		高知県	4, 5	4	10	愛媛県	6	1	1
鶏	マレック病	高知県	5	1	7				
	鶏伝染性気管支炎	愛媛県	5, 6	2	13				
蜜蜂	アカリンドニ症	鳥取県	5	2	3	岡山県	5	2	2
		愛媛県	5	1	1				

県内の家畜疾病発生状況

(令和 2 年 4 月未掲載分～8 月)

【牛伝染性リンパ腫】（旧 牛白血病）【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7 月	乳用牛	80	1	1	腹腔内・体表リンパ節の腫脹、元気消失、食欲低下～廃絶、削瘦、発熱、骨盤腔内腫瘍（リンパ腫）
	8 月	肉用牛	151	1	1	
【対策】 ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の早期更新 ○吸血昆虫対策 ○凍結や加温処理を行った初乳の給与 ○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底						

【牛パストツレラ（マンヘミア）症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	5 月	乳用牛	0	1	1	発熱、流涎、開口呼吸、呼吸速迫、鼻汁、食欲低下、起立不能、発育不良、急死
	7 月	乳用牛	2	1	1	
南予	6 月	乳用牛	3	1	1	
	7 月	肉用牛	4、11	2	2	
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○初乳の早期給与 ○ワクチン接種・投与方法の改善 ○飼養環境の改善（畜舎の防寒、温湿度と換気のバランス、牛床の乾燥保持）						
【参考事項】 ウイルス、マイコプラズマ、細菌と混合感染し重篤化することがあります。						

【牛マイコプラズマ肺炎及び牛パストツレラ（マンヘミア）症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	8 月	肉用牛	3	1	2	発咳、鼻汁、発熱
【対策】 ○発症牛の隔離飼育 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○ワクチン接種 ○飼養環境の改善						

【牛パストツレラ（マンヘミア）症及びヒストフィルス・ソムニ感染症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7 月	肉用牛	3	1	2	発咳、鼻汁、発熱
【対策】 ○異常牛の早期隔離 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○ワクチン接種 ○ストレスの低減						

【牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7 月	乳用牛	3	1	1	血様便、急死
【対策】 ○畜舎清掃、消毒の徹底 ○ワクチン接種 ○ストレスの低減						

【牛大腸菌症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	8月	乳用牛	3	1	1	下痢、発熱
【対策】 ○畜舎清掃、消毒の徹底 ○ストレスの低減 【参考事項】 母牛の栄養管理や初乳摂取による子牛の免疫力強化も重要になります。						

【牛コクシジウム病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4月	肉用牛	19	1	1	下痢（血液混在）、削瘦
【対策】 ○牛床・飼槽・ウォーターカップ等の定期的な洗浄・消毒の徹底 ○有効薬剤の投与						

【サルモネラ症（豚）（非定型 ST）】 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	8月	豚	70～90	1	100	一部で黄色水様性の悪臭下痢
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与						

【浮腫病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6月	豚	40	1	4	遊泳運動、眼振、突然死
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○離乳ストレス緩和 ○有効薬剤の投与 ○粗タンパク質量の低減						

【豚胸膜肺炎】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6月	豚	90	1	1	発咳
【対策】 ○有効薬剤の投与 ○飼養環境（舎内温度・換気等）の改善 ○ワクチン接種						

【豚クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症及び豚大腸菌症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	23	1	1	急死
【対策】 ○離乳ストレス緩和 ○飼養環境（舎内温度・換気等）の改善						

【鶏伝染性気管支炎】 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
東予	6月	採卵鶏	20	1	多数	死亡羽数の増加（腎炎型）
【対策】 ○ワクチンプログラムの変更 ○洗浄・消毒の徹底 ○異常鶏の早期発見						

【アカリダニ症】 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	戸数	群数	主な症状
東予	5 月	ニホンミツバチ	1	1	飛翔力のない蜂の徘徊、成蜂の減少
【対策】 ○巣箱の交換、巣板・蜂具の消毒の徹底					

【サックブルード病】

発生管内	発生月	畜種	戸数	群数	主な症状
南予	6 月	ニホンミツバチ	1	6	蜂児死亡
【対策】 ○巣板・蜂具の消毒の徹底 ○発症蜂群の淘汰					

新たな飼養衛生管理基準について

家畜伝染病予防法の改正に伴い、全畜種（牛、豚、家きん、馬）の飼養衛生管理基準が強化されました。

その基準は、①家畜防疫に関する基本的事項、②衛生管理区域への病原体の侵入防止、③衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止、④衛生管理区域外への病原体の拡散防止、の 4 つに区分して示されています。

なお、基準はそれぞれ畜種によって異なりますので、詳細は、農林水産省ウェブサイト掲載の畜種ごとの飼養衛生管理基準を参照してください。

基準	対象畜種	施行期日※
牛基準	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	令和 2 年 10 月
豚基準	豚、いのしし	令和 2 年 7 月
家きん基準	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	令和 2 年 10 月
馬基準	馬	令和 2 年 10 月

※ 一部の項目で猶予期間が設けられています。（後述）

① 家畜防疫に関する基本的事項

☆飼養衛生管理マニュアルの作成

家畜の所有者は、飼養衛生管理マニュアルを作成し、農場従事者及び外部事業者に対し、周知の上、遵守させるための措置が必要です。なお、マニュアルには(1)農場内への不適切な物品等の持ち込み禁止や農場に持ち込む物品（工具、機材、食品など）の取扱い、(2)農場で実施する消毒の具体的な方法等を記載することになっています。マニュアルの作成は、国が示す見本をもとに、家保がサポートします。

【豚：令和 3 年 4 月施行、その他の畜種：令和 4 年 2 月施行】

☆衛生管理区域の設定

衛生管理区域は、病原体の侵入防止、拡散防止を重点的に行う区域で、畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、放牧場、運動場など、家畜の飼養管理に係るすべての施設を含むように（豚の農場においては、防護柵の設置場所も考慮し）改めて見直し、設定してください。

② 衛生管理区域への病原体の侵入防止

☆衛生管理区域への立入制限

必要のない人の衛生管理区域への立入りは禁止してください。また、当日のうちに他の畜産関係施設に立ち入った人や 1 週間以内に海外から帰国した人は、衛生管理区域に立ち入らないようにしてください。ただし、当日のうちに他の畜産関係施設に立ち入った獣医師や飼料運搬業者などの畜産関係者が立ち入る際は、適切な着替え、消毒の上で立ち入ることが可能です。

☆衛生管理区域出入口での衣服・靴の交換と消毒

衛生管理区域に立ち入るときは、必ず専用の衣服（防護服など）と靴（長靴やブーツカバーなど）を身に着けるとともに、手指、車両、物品（保定器具や人工授精器具など）を消毒しなければなりません。（専用の衣服と靴については、馬の農場を除く）

☆飲用水の消毒

水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、消毒する必要があります。

☆野生動物の侵入防止

豚の農場においては、野生いのししの侵入を防止するために、衛生管理区域を防護柵で囲う必要があります。

【豚：令和 2 年 11 月施行】

③ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

☆畜舎出入口での衣服・靴の交換と消毒

畜舎に立ち入るときは、手指を消毒しなければなりません。また、豚、家きんの農場においては、必ず畜舎専用の靴を身に着けなければなりません。

☆野生動物の侵入防止のための防鳥ネットの設置

豚、家きんの農場においては、野鳥等の侵入を防止するために、畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に防鳥ネット（2cm 以下の網目）を必ず設置してください。

【豚：令和 2 年 11 月施行、家きん：令和 3 年 10 月施行】

④ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

☆畜舎、衛生管理区域の出入口での消毒

畜舎、衛生管理区域から出る場合も、入るときと同様に手指、車両、物品の消毒が必要です。



改正後の飼養衛生管理基準や飼養衛生管理マニュアル例は、農林水産省のウェブサイトで確認できます。飼養衛生管理基準ガイドブックの動画（豚・いのしし編）もありますので、参考にしてください。

【農林水産省】
https://www.maff.go.jp/j/syouan/do uei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が守らなければならない法令に定められた義務です。家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止のため、また農場の衛生レベルが向上するよう、関係者と協力して、飼養衛生管理基準の遵守に取り組みましょう。

高(低)病原性鳥インフルエンザの 発生シーズンに備えて

高病原性鳥インフルエンザは、平成 30 年 1 月の香川県での事例以降、国内での発生は確認されていませんが、令和元年 11 月には西条市の加茂川河口で回収された野鳥の糞便をはじめ、全国 4 か所で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、例年、渡り鳥の飛来シーズンが到来すると、本病ウイルスの農場への侵入リスクが高まります。

令和 2 年 6 月 30 日に改正された飼養衛生管理基準に基づき、今シーズンも万全な発生予防対策に取り組んでください。

農林水産省が作成した、以下の重要ポイントを点検・確認するとともに、これまで以上に念入りに、飼養家さんの毎日の健康観察を行い、異状を確認した場合には、直ちに管轄する家畜保健衛生所に連絡してください。

予防対策の重要ポイント



- | | |
|--|--|
| <p>① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底 ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用 ・ 上記措置の記録 | <p>② 野生動物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕 ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓 ・ 上記措置の定期点検 |
|--|--|

がんばる愛媛の畜産

(株)多田ファーム(大洲市)が農場 HACCP 認証取得

令和 2 年 3 月 30 日、大洲市の株式会社多田ファームが養豚施設としては県内で初となる農場 HACCP の認証を取得しました。この農場 HACCP とは、危害要因（微生物、化学物質、異物など）を防止するため、管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階での危害要因をコントロールし、衛生管理を向上させる手法です。当ファームでは定期的に開催する勉強会を通じて、従業員一人一人の衛生意識のレベル向上を図り、安全・安心な豚肉の生産に取り組んでいます。今後は、今回認証された本場だけでなく全ての農場での認証取得を目指すとのことです。



田中幸浩社長

【県内の HACCP 認証農場】（令和 2 年 9 月時点）

認証年月	農場名	畜種
平成 29 年 7 月	JA えひめフレッシュフーズ株式会社 菅沢育成場	採卵鶏（育成）
平成 30 年 12 月	愛媛飼料産業株式会社 菊間ファーム	採卵鶏
令和 2 年 3 月	株式会社多田ファーム	豚

参鍋養鶏場(四国中央市)～次世代に継ぐ養鶏場の挑戦！～

平家伝説が残る、四国の天空集落と言われる四国中央市切山集落の最上部で、平飼い養鶏を営む参鍋養鶏場は、経営者である参鍋修一さんご夫妻が二人三脚で養鶏を営んできましたが、高齢のうえ後継者もなく、経営の継続に悩んでいました。このような中、他産業に就職していた息子の昇平さんが帰郷し、さらに都市と農村の人材交流を進める一般社団法人「いなかパイプ」（高知県四万十町）の仲介もあって、埼玉県出身の阿部陽介さんが I ターン就農することとなり、一度に 2 人の若い後継者ができました。



左から参鍋昇平さん、修一さん、阿部さん

参鍋養鶏場は、山に囲まれているため澄んだ空気と水に恵まれ、広々とした鶏舎でゆったりと飼養しており、さらに自然素材にこだわった自家配合飼料を与えているため、その鶏の卵は消費者の心をつかみ、有精卵やお菓子等を「切山にここ市」や都市部のセレク

トショップ等で加工販売して好評を得ています。

これらのアピールポイントを活かし、さらに販売強化を行うために、老朽化した施設の改修および規模拡大を決心し、「いなかパイプ」を通じたクラウドファンディングによる資金の確保に取組みました。その結果、大勢の方々の協力により、今年 8 月に希望額を達成でき、自慢の有精卵を新たに「さんなべきりやま山たまご」とブランド名を付け、販売を開始しています。参鍋さんは「今後は若者が定着できるような生活基盤を整え、過疎化が進んでいる切山集落の存続を図っていききたい」と抱負を語っています。



切山の自然をイメージしたパッケージ

豚熱(CSF)の発生から 2 年

日本は、平成 19 年 4 月から豚熱の清浄国でしたが、平成 30 年 9 月の発生を受け、令和 2 年 9 月に清浄国のステータスを消失しました。清浄国復帰への要件は次のとおりです。

- ◇過去 12 か月間、飼養豚で豚熱の発生がない
- ◇過去 12 か月間、飼養豚にワクチン接種が行われていない (マーカーワクチンを除く)
- ◇過去 12 か月間、飼養豚でサーベイランスが実施されている
- ◇感染野生いのししが国内にいる場合、飼養豚と野生いのししの群が適切な措置により分離されている 等

国内における豚熱の発生は、本年 3 月の沖縄県を最後に、養豚場での発生はありませんでしたが、9 月 26 日に群馬県で、6 か月ぶりとなる感染が確認されました。

現在、東日本で野生いのししの感染が拡大しており、18 都府県で 20,405 頭中 2,702 頭の陽性 (陽性率 13%: 令和 2 年 10 月 7 日時点) となっています。本県ではこれまで陽性事例は確認されていませんが、西日本へ拡大が進むことも否定できません。

今後、清浄化に向け、ワクチン接種の有無に関わらず、飼養豚を野生いのししから遮断 (隔離) することが最善策であり、そのためには飼養衛生管理基準の遵守徹底が重要です。



“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 941-2111 Fax (089) 941-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会 BSE 検査死亡牛受付専用

携帯 Tel 080-3166-7222